

# 第8編 電 氣

第1章	一般事項	8-1-1-1
第2章	共通設備	8-2-1-1
第3章	電気設備	8-3-1-1

## 第1章 一般事項

1 一般事項	8-1-1-1
--------	---------

## 第2章 共通設備

1 共通設備工	
1-1 配管・配線工	8-2-1-1
1-2 ハンドホール設置工	8-2-1-4
1-3 分電盤設置工	8-2-1-5

## 第3章 電気設備

1 道路照明設備工	
1-1 道路照明設備設置工	8-3-1-1
1-2 照明灯基礎設置工	8-3-1-3
1-3 配電盤基礎設置工	8-3-1-3
1-4 電灯設備設置工	8-3-1-4
2 電気設備工	
2-1 放送設備設置工	8-3-2-1
2-2 自動火災報知設備設置工	8-3-2-2
3 道路付属設備補修工	
3-1 通常補修工	8-3-3-1
3-2 緊急補修工	8-3-3-6
4 公園照明設備工	
4-1 公園照明設備設置工	8-3-4-1
5 公園付属設備補修工	
5-1 通常補修工	8-3-5-1
5-2 緊急補修工	8-3-5-2

# 第1章 一般事項

## 1 一般事項

### 1-1 一般事項

#### 1 通 則

本歩掛は、共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。

#### 2 適 用

- (1) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。
- (2) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として標準歩掛の1.0倍とする。ただし、「不使用の場合」は、原則として0.5倍とする。また、取替は1.5倍、移設及び既設流用は2.0倍とする。
- (3) 電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の2台目（又は類する単位）以降は、1台につき、標準歩掛の0.7倍し補正する。ただし、補正は標準歩掛の小さい方を対象とする。
- (4) 本歩掛以外の作業種別は、別途積み上げ計上するものとする。
- (5) カップリング、ロックナット、ブッシング等の電線管付属品及びサドル、クランプ、ビス類の雑材料費は、電線管材料価格の15%を計上する。
- (6) 波付硬質合成樹脂管としてベルマウス等の雑材料費は、波付硬質合成樹脂管材料価格の5%を計上する。
- (7) 端末処理材について、14sq以上のケーブルに使用する。
- (8) 共架照明灯の施工について、関西電力柱およびN T T大柱に共架照明する場合は、関西電力(株)に対し特別引込料金を支払うものとする。ただし、関西電力美化柱の最上部に共架照明する場合は、当初から引込について施設されているので、特別引込料金は不要とする。
- (9) N T T柱の小柱に共架照明する場合は、関西電力(株)に対する特別引込料金は不要とする。ただし、引込線引下げ工事費として、配管・配線費用を別途積み上げ計上する。
- (10) 盤及び盤内機器を市販品を用いて積算する場合については、盤内ケーブル・電線・ビス・ボルト・ナット等については、雑材料費率2%とする。また、算出された雑材料費について、全ての諸経費の対象とする。  
雑材料費=2%×(材料+機器)
- (11) 特に記載がない限り、ポール及び共架アームは鋼構造製作物とする。
- (12) 鋼構造製作物(ポール及び共架アーム)の単価を算出する場合、上位4桁止め(切り上げ)とする。

(13) 交通誘導警備員の必要日数の算出については、国土交通省、電気通信関係積算基準「土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用」によるものとし、記載のない工種については下記の計算によるものとする。

① 人力施工の場合は作業員構成を4人として計算し、小数点第5位を切り捨てし、単位数量当たりの必要日数を算出する。

ただし、職種が複数ある場合は歩掛の大きい方のみを採用する。

② 機械施工の場合は機械運転に必要な日数、時間の合算とし、小数点第5位を切り捨てし、単位数量当たりの必要日数を算出する。なお、一日の作業時間は8時間として計算するものとする。

上記①および②の方法により単位数量あたりの必要日数を算出したものに施工数量を乗じ小数点第2位で切り上げる。その和を整数位止め（小数点以下切り上げ）したものを交通誘導警備員の必要日数とする。

(14) 間接工事費等について

共通仮設費・現場管理費の工種区分の取扱

室内作業を主とする工事にあつては、河川維持工事(道路における電気通信設備以外の当該設備工事)に該当するものとする。

(作業区分の例)

室内: 建屋内、電気室内等

屋外: トンネル内、共同溝内等

(15) 間接工事費の算定方法

1 工事で購入のみとなった一般材料の間接工事費の積算

(1) 既に現場納品済みの場合や製造取り消し、減額変更の協議等の対応が困難な場合は、納品後、引き取るごととし、積算における間接工事費の対象は、下表のとおりとする。

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
購入のみの一般材料費	×	×	○

○対象とする      ×対象としない

(2) 購入した材料が発注者へすぐに引き渡される場合は、上表のとおり共通仮設費と現場管理費の対象としないが、品質確認、安全対策及び養生などを実施している場合は、必要な費用（例：共通仮設費や現場管理費の一部）を別途計上できる。

(16) 機器単体費及び鋼構造製作物の設計単価の取扱い

1. 価格・単価の採用順位

価格・単価の採用順位等は、次表のとおりとしている。

分類	価格・単価の採用順位等
機 器	① 局設定単価 ② 物価資料等価格 ③ 特別調査単価（特別随意調査単価を除く） ④ 個別見積
鋼構造製作物	① 局設定単価 ② 物価資料等価格 ③ 特別調査単価（特別随意調査単価を除く） ④ 個別見積

## 第2章 共通設備

### 1 共通設備工

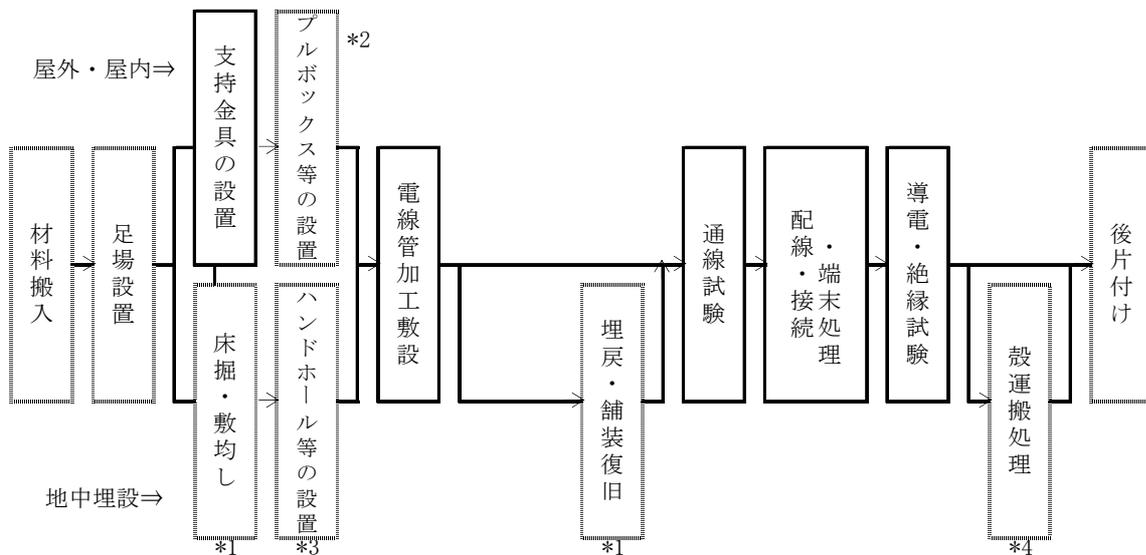
#### 1-1 配管・配線工

##### 1 適用範囲

本資料は、電線又はケーブルを通線するために配管等及び電線又はケーブルの配線、接続、端末処理に適用する。

##### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

\*1は、「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) II-1-③作業土工(床堀工)」によるものとする。

なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。

\*2は、「国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編) VIII-2-⑥ プルボックス設置工」によるものとする。

\*3は、「本市基準書「8-2-1-4 ハンドホール設置工」によるものとする。

\*4は、「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) II-2-⑳殻運搬」によるものとする。

### 3 標準歩掛

#### 3-1 配管

##### (1) 硬質ビニル管敷設

表一1 硬質ビニル管敷設による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
硬質ビニル管 (道路沿い(地中))	22mm以下	100m	1.6	
	36mm以下	100m	2.6	
	54mm以下	100m	3.6	
	70mm以下	100m	4.6	
	82mm以下	100m	5.4	
硬質ビニル管 (地中)	22mm以下	100m	5.0	
	36mm以下	100m	8.0	
	54mm以下	100m	10.0	
	70mm以下	100m	13.0	
	82mm以下	100m	15.0	
硬質ビニル管 (露出)	22mm以下	100m	5.5	
	36mm以下	100m	8.5	
	54mm以下	100m	15.0	
	70mm以下	100m	18.0	
	82mm以下	100m	21.0	

- (注)
- 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
  - 露出配管は、サドル留めとする。
  - クリップ留め配管は、0.7倍とする。
  - 埋込配管(コンクリート)は、0.9倍とする。
  - 定尺(4m)を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。
  - 地上から2m以上の高さの作業を伴う場合は、1.2倍とする。
  - 道路沿い・構内地中配管において、舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途精算する。
  - 本歩掛はHIVE管にも適用する。

##### (2) 鋼管(構内地中)敷設

表一2 鋼管(構内地中)敷設による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
鋼管 (構内地中)	25A以下	100m	9.0	
	40A以下	100m	13.0	
	65A以下	100m	17.0	
	80A以下	100m	20.0	

- (注)
- 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
  - 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途精算する。
  - 定尺(4m/5.5m)を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。
  - 本歩掛は、ライニング鋼管にも適用する。
  - 防食テープ巻きにも適用する。

(3) 波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設

表一3 波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
波付硬質合成樹脂管(FEP)		100m	0.5	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。  
2. 電気及び通信ケーブル用配管敷設に適用する。  
3. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。  
4. 本歩掛は1条当りの歩掛のため、多条敷設の場合は次式による。  
$$n \text{ 条敷設歩掛} = \text{基準歩掛} \times n (\text{敷設乗数})$$

3-2 配管付属品取付

表一4 配管付属品取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
露出丸ボックス取付		個	0.2	

## 1-2 ハンドホール設置工

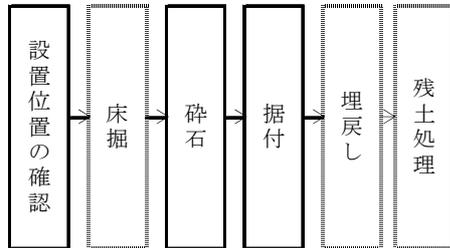
### 1 適用範囲

本資料は、照明用ハンドホールの設置に適用する。

### 2 複合内容

基礎砕石工、ハンドホール設置を複合した積算とする。

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛

- (1) 床掘  
「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) II-1-③作業土工(床掘工)」によるものとする。
- (2) 埋戻し  
「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) II-1-③作業土工(埋戻し)」によるものとする。
- (3) ハンドホール設置  
「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) II-2-⑩排水構造物工(プレキャストマンホール)」によるものとする。

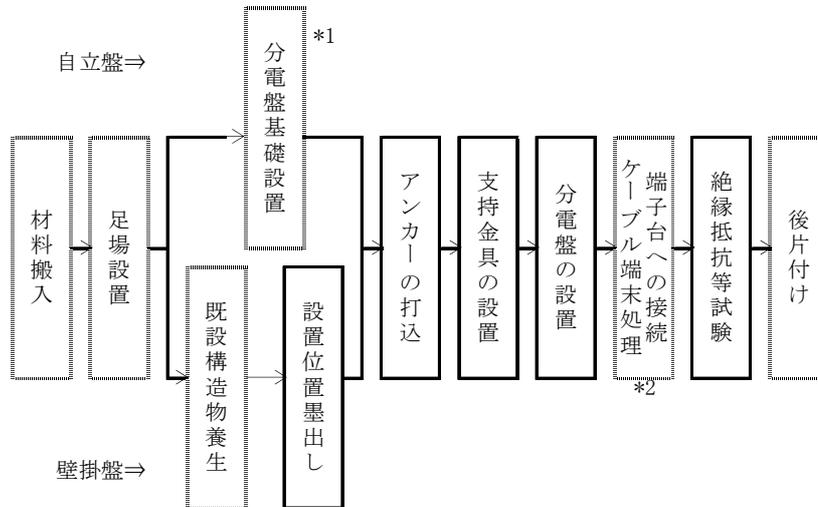
### 1-3 分電盤設置工

#### 1 適用範囲

本資料は、電力設備又は通信設備用の分電盤の設置工に適用する。

#### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

\*1 は、本市基準書「8-3-1-3 照明灯基礎設置工」によるものとする。

\*2 は、本市基準書「8-2-1-1 配管・配線工」によるものとする。

#### 3 標準歩掛

##### 3-1 分電盤取付

表一1 分電盤取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			埋込	露出	
分電盤取付	前面 0.4 m <sup>2</sup> 以下	面	1.6	1.3	
	前面 0.8 m <sup>2</sup> 以下	面	2.4	1.8	
	前面 1.2 m <sup>2</sup> 以下	面	2.8	2.1	
	前面 1.6 m <sup>2</sup> 以下	面	3.1	2.4	

##### 3-2 分電盤基礎工

本施工内容は、本市基準書「8-3-1-3 照明灯基礎設置工」によるものとする。

### 第3章 電気設備

#### 1 道路照明設備工

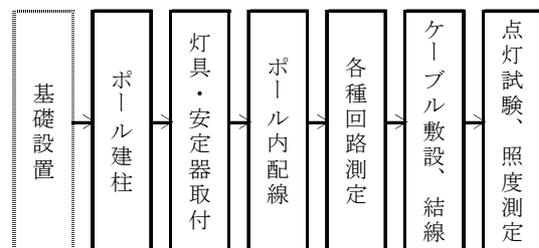
##### 1-1 道路照明設備設置工

###### 1 適用範囲

本資料は、道路照明設備設置工に適用する。

###### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

###### 3 標準歩掛

##### 3-1 道路照明灯（柱上灯）建柱及び取付（GLH>6mH）

表-1 道路照明灯（柱上灯）建柱及び取付（GLH>6mH）による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	トラッククレーン賃料(日)	摘要
道路照明灯 (柱上灯) 建柱及び取付	高さ: GLH>6mH 重量: 350kg以下	10基	5.0	4.0	1.7	
	高さ: GLH>6mH 重量: 350kg超1000kg以下	10基	6.0	4.8	1.9	

- (注) 1. 舗装切断、取り壊し、床堀、埋戻しは「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編・河川・道路編）」による。  
 2. 撤去（再使用・不使用）は、本歩掛の0.5倍とする。  
 3. 個別製作照明柱、鋼管引込ポールも本歩掛に準ずる。  
 4. トラッククレーンは、油圧式4.8~4.9t吊りとする。  
 5. 本歩掛は付属品の取付を含む。

##### 3-2 照明器具取付（GLH>6mH）

表-2 照明器具取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	リフト車運転(時間)	摘要
照明器具取付	高さ: GLH>6mH	10台	4.1	2.1	9.0	

- (注) 1. 同一柱に2台以上器具を取付ける場合は、本歩掛の台数分とする。  
 2. 本歩掛は、ランプ、安定器・ポール内配線を含む。  
 3. リフト車は、12mとする。  
 4. 光源がLEDの場合にも適用する。

##### 3-3 配電盤取付

表-3 配電盤取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
配電盤取付		10面	5.2	3.5	

- (注) 盤内ケーブル接続を含む。

3-4 道路照明灯設置 (GLH ≤ 6 mH)

表-4 道路照明灯設置 (GLH ≤ 6 mH) による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			400W以下	1kW以下	
投光器		基	1.90	2.40	
柱上灯		基	2.90	4.00	
柱上灯	照明器具取付のみ	台	0.56	0.70	
柱上灯	建柱のみ	基	2.34	3.30	※
共架灯		基	0.56	0.70	
桁下灯		基	0.50		
吊下げ灯		基	1.10	1.40	
フットライト		基	0.56		

- (注) 1. 柱上灯および柱架灯で同一柱の場合は、1灯増すごとに400W以下の場合は0.56人、1kW以下の場合は0.60人増しとする。  
 2. その他同一柱の場合は、1灯増すごとに0.60人増しとする。  
 3. 本歩掛は、ランプ、安定器・ポール内配線・付属品の取付を含む。(※除く)  
 4. 投光器は、据付台の取付を含む。  
 5. 柱上灯及びフットライトの基礎は別途計上するものとする。  
 6. 光源がLEDの場合にも適用する。

3-5 自動点滅器取付

表-5 自動点滅器取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
自動点滅器取付	(GLH > 6 mH)	10個	1.2	
	(GLH ≤ 6 mH)	10個	0.24	

- (注) 1. ポール内配線含む。  
 2. 本歩掛の細別規格の高さは3-2 照明器具取付 (GLH > 6 mH) 及び3-4 道路照明灯設置 (GLH ≤ 6 mH) の器具取付高さによる。

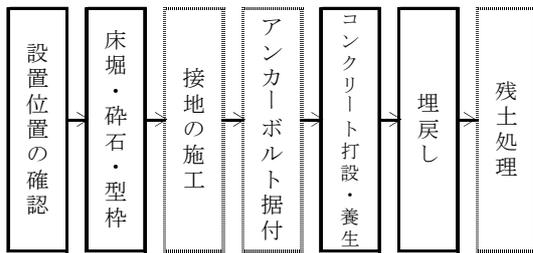
## 1-2 照明灯基礎設置工

### 1 適用範囲

本資料は、照明柱等の基礎の設置に適用する。

### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛

#### 3-1 床掘

「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） II-1-③作業土工(床掘工)」によるものとする。

#### 3-2 基礎砕石工

「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） II-2-②基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」によるものとする。

#### 3-3 型枠工

「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） II-4-②型枠工」によるものとする。

#### 3-4 コンクリート工

「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） II-4-①コンクリート工」によるものとする。

#### 3-5 埋戻

「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） II-1-③作業土工(埋戻工)」によるものとする。

#### 3-6 接地設置工

「国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編） VIII-2-⑫接地設置工」によるものとする。

## 1-3 配電盤基礎設置工

### 1 適用範囲

本資料は、照明用配電盤の設置に適用する。

本施工内容は、本市基準書「8-3-1-3 照明灯基礎設置工」によるものとする。

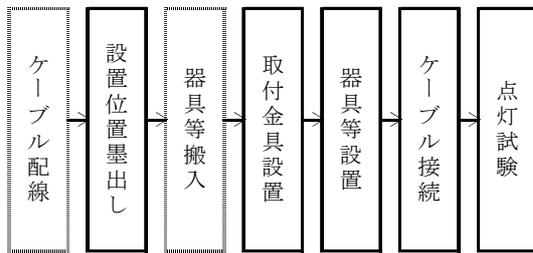
## 1-4 電灯設備設置工

### 1 適用範囲

本資料は、電灯照明施設の照明器具、配線器具等の設置を行う電灯設備設置工に適用する。

### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛

#### 3-1 蛍光灯器具取付

表-1 蛍光灯器具取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			露出型	埋込型	
蛍光灯器具取付	1灯用 10W	台	0.15	0.20	
	1灯用 20W(16W)	台	0.20	0.25	
	1灯用 30W	台	0.20	0.25	
	1灯用 40W(32W)	台	0.30	0.40	
	1灯用 110W	台	0.50	0.80	
	2灯用 10W	台	0.20	0.30	
	2灯用 20W(16W)	台	0.25	0.35	
	2灯用 30W	台	0.25	0.35	
	2灯用 40W(32W)	台	0.40	0.50	
	2灯用 110W	台	0.80	1.00	
	3灯用 10W	台	0.25	0.35	
	3灯用 20W(16W)	台	0.30	0.40	
	3灯用 40W(32W)	台	0.50	0.60	
	3灯用 110W	台	1.00	1.20	
	4~6灯用 10W	台	0.30	0.40	
	4~6灯用 20W(16W)	台	0.40	0.50	
	4~6灯用 40W(32W)	台	0.60	0.80	
4~6灯用 110W	台	1.20	1.50		

(注) 1. 埋込器具の木枠取付は含まない。ただし吊りボルトの取付を含む。

2. 連結灯、防爆形その他特殊器具には適用しない。

3. 予備白熱灯付は0.05人/灯を加算する。

4. 光源がLEDの場合にも適用する。

5. 蓄電池内蔵の非常用照明器具の場合にも適用する。また、蓄電池分別のための取外しも含む。

#### 3-2 防犯灯器具取付

表-2 防犯灯器具取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
防犯灯器具取付		台	0.15	

(注) 1. 本歩掛は、ランプ・安定器・器具付属配線・付属品の取付を含む。

## 2 電気設備工

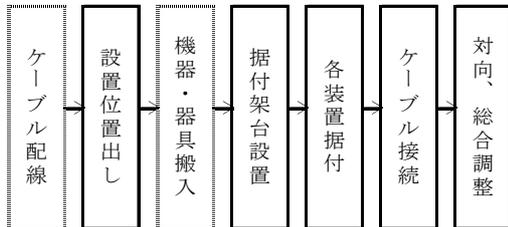
### 2-1 放送設備設置工

#### 1 適用範囲

本資料は、放送設備設置工に適用する。

#### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実践部分のみである。

#### 3 標準歩掛

本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。労務には、機材の取付、結線及び試験調整を含む。

また、システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。

##### 3-1 拡声設備

表-1 拡声

作業種別	細別規格		単位	電工	摘要
増幅器	卓上型	30W以下	台	0.925	
	ラック型	60W以下		1.51	
		120W以下		2.87	
		240W以下		4.03	
スピーカ	壁掛型		個	0.097	
	天井埋込型			0.195	
	天井吊下型			0.195	
	スピーカ			0.195	
アッテネータ		個	0.053	プレートは、樹脂製、ステンレス製、新金属製とする。	
ワイヤレスアンテナ		個	0.350		
ホイップアンテナ		個	0.200		

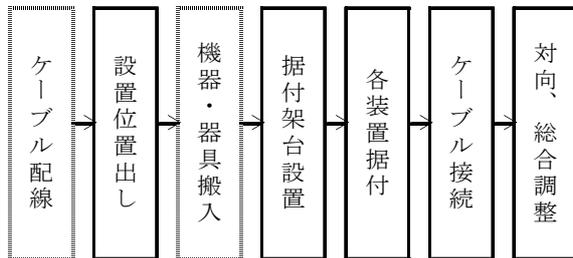
## 2-2 自動火災報知設置工

### 1 適用範囲

本資料は、自動火災報知設備設置工に適用する。

### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛

本節に定める標準歩掛における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。また、労務には、機材の取付、結線及び試験調整を含む。

#### 3-1 火災報知器

表-1 受信機

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
受信機 P型1級	5回線	面	5.31	
	6回線		5.58	
	8回線		6.11	
	10回線		6.64	
	12回線		7.17	
	15回線		7.96	
	20回線		9.29	
	25回線		10.6	
	30回線		11.9	
	35回線		13.3	
	40回線		14.6	
受信機 P型2級	1回線	面	2.39	
	5回線		3.10	
副受信機	5回線	面	0.42	
	10回線		0.86	
	15回線		1.30	
	20回線		1.75	
	25回線		2.15	
	30回線		2.55	
	40回線		3.40	
50回線	4.25			

(注) 1. 防災用連動制御盤は、受信機P型1級の電工の歩掛りを用いる。

2. 受信機P型1級で50回線を超えるものは、電工の歩掛りを $(3.8+0.27n)$ 人とし、副受信機で50回線を超えるものは、 $(1.75+0.05n)$ 人とする。この場合、nは回線数とする。

表-2 受信機以外

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
スポット式感知器	定温式	個	0.133	
	差動式		0.133	
煙感知器		個	0.159	
分布型検出部	1 個用	個	0.416	
	2 個用		0.681	
	3 個用		0.912	
分布型感知器 (空気管式)	木造又はテックス張り	1.1m	0.027	
	コンクリート造 又はブラスター吹付		0.035	
試験器	1 個用	個	0.115	
	2 個用		0.212	
	3 個用		0.310	
総合盤	単独	個	0.619	発信機、表示灯、警報ベル、箱体を含む
	消火栓箱に組込		0.496	発信機、表示灯、警報ベルを含む
発信機	P 型 1 級	個	0.283	
	P 型 2 級		0.177	
表示灯		個	0.124	
警報ベル		個	0.124	
電磁リリース	各種	個	0.336	
立会検査	P 型 1 級	工事	3.12	
	P 型 2 級		2.01	

(注) 1. 立会検査は、分布型感知器が 15 個を超える場合には、超える個数 1 個当たり 0.1 人を電工の歩掛りに加算し、スポット型感知器が 100 個を超える場合には、超える個数 1 個当たり 0.027 人を電工の歩掛りに加算する。

2. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを 0.8 倍して用いる

### 3-2 ガス漏れ火災警報

表-3 ガス漏れ火災警報器

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
ガス検知器	都市ガス、LP ガス	個	0.133	
中継器		個	0.177	
受信機	5 回線	面	3.10	
	10 回線		3.88	
	15 回線		4.65	
	20 回線		5.42	
	25 回線		6.19	
	30 回線		6.95	

### 3 道路付属設備補修工

#### 3-1 通常補修工

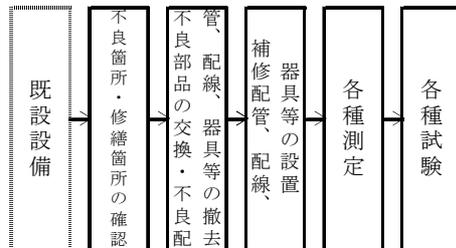
##### 1 適用範囲

本資料は、原則通常時における道路付属設備の維持補修、修繕、改修を行うための道路付属設備補修工に適用する。

また、通常時における橋梁・河川付属設備の維持補修、修繕、改修を行う際にも適用する。

##### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

##### 3 標準歩掛（通常補修）

複数工種を同時施工する場合のリフト車の積算については、作業種別を比較しリフト車運転費の多い歩掛を適用する。また、道路照明灯等の補修に伴い軽微な点検作業を行う場合は普通作業員へ0.01人を加算する。

#### 3-1 管球取替（通常補修）

表-1 管球取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ 取替	300W以下	個	0.06	0.03	
	700W以下	個	0.08	0.04	
蛍光ランプ 取替	60W以下	個	0.06	0.03	
	110W以下	個	0.09	0.04	
低圧ナトリウムランプ 取替	55W以下	個	0.06	0.03	
	135W以下	個	0.07	0.04	
	180W以下	個	0.08	0.04	
高圧ナトリウムランプ 取替		個	0.06	0.03	
LEDランプ取替		個	0.06	0.03	
ナトリウム灯ソケット 口金調整		個	-	0.01	結線は含まず
プリンカーライト 取替		個	0.06	0.03	

- (注) 1. リフト車の積算については、表-2のとおり計上する。  
2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員のみを計上する。

表-2 管球取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
管球取替	10mH未満	h/個	0.11	9mH級
	12mH以下	h/個	0.14	13mH級

- (注) 1. 高所作業時に適用する。  
2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3-2 LEDユニット取替（通常補修）

表-3 LEDユニット取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
LEDユニット取替		個	0.09	0.13	HIDランプからの取替
			0.09	0.05	LEDランプからの取替

- (注) 1. リフト車の積算については、表-4のとおり計上する。  
 2. 既設LEDユニットを再使用する目的で取替する場合についても適用する。

表-4 LEDユニット取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
LEDユニット取替	10mH未満	h/個	0.18	9mH級
	12mH以下	h/個	0.21	13mH級

- (注) 高所作業時に適用する。

3-3 安定器取替（通常補修）

表-5 安定器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ メタルハライドランプ 安定器取替	300W×1以下	個	0.16	0.08	
	700W×1以下	個	0.18	0.09	
	300W×2以下	個	0.24	0.11	
	700W×2以下	個	0.25	0.13	
蛍光ランプ 安定器取替	40W以下	個	0.09	0.04	高力率60W含
	110W以下	個	0.11	0.06	
ナトリウムランプ 安定器取替	55W以下	個	0.09	0.04	
	135W以下	個	0.10	0.05	
	180W以下	個	0.11	0.06	
	300W以下	個	0.16	0.08	
	700W以下	個	0.18	0.09	
LED電源装置		個	0.09	0.04	
片側給電結線		個	0.09		安定器回路の切り離し

- (注) 1. リフト車の積算については、表-6のとおり計上する。  
 2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員のみを計上する。

表-6 安定器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
安定器取替	10mH未満	h/個	0.18	9mH級
	12mH以下	h/個	0.21	13mH級

- (注) 1. 高所作業時に適用する。  
 2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3-4 灯具取替（通常補修）

表-7 灯具取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
灯具取替	250W以下	台	0.14	0.07	
	400W以下	台	0.16	0.08	
	700W以下	台	0.18	0.09	
蛍光灯器具取替		台	0.13	0.06	

- (注) 1. リフト車の積算については、表-8のとおり計上する。

表－８ 灯具取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
灯具取替 蛍光灯器具取替	10mH未満	h/台	0.18	9mH級
	12mH以下	h/台	0.21	13mH級

(注) 高所作業時に適用する。

3-5 灯具付属品取替 (通常補修)

表－９ 灯具付属品取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
レンズグローブ 取替	6mH以下	個	0.16	0.08	
	6mH<H≤10mH	個	0.18	0.09	
	12mH以下	個	0.20	0.10	
レンズグローブ 取替		個	0.18	0.09	
パッキン取替		個	0.09	0.04	
蛍光灯カバー取替		個	0.13	0.06	
蛍光灯ソケット取替		個	0.13	0.06	
蛍光灯灯具部品取替		個	0.13	0.06	
照明灯前面 カバー取替		個	0.11	0.06	
照明灯 ソケット取替		個	0.11	0.06	
照明灯 灯具部品取替		個	0.11	0.06	
カッターバー取替		個	0.13	0.06	

- (注) 1. 灯具取り外しを必要とする工種については本歩掛に含まれている。  
 2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員のみを計上する。  
 3. リフト車の積算については、表－10のとおり計上する。

表－10 灯具付属品取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
レンズグローブ取替	10mH未満	h/個	0.18	9mH級
	12mH以下	h/個	0.21	13mH級
レンズグローブ 取替	10mH未満	h/個	0.18	9mH級
	12mH以下	h/個	0.21	13mH級
パッキン取替	10mH未満	h/個	0.14	9mH級
	12mH以下	h/個	0.18	13mH級
ソケット取替	10mH未満	h/個	0.14	9mH級
	12mH以下	h/個	0.18	13mH級
カッターバー取替	10mH未満	h/個	0.11	9mH級
	12mH以下	h/個	0.14	13mH級
カバー取替	10mH未満	h/個	0.14	9mH級
	12mH以下	h/個	0.18	13mH級
灯具部品取替え	10mH未満	h/個	0.14	9mH級
	12mH以下	h/個	0.18	13mH級

- (注) 1. 高所作業時に適用する。  
 2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3-6 自動点滅器取替（通常補修）

表-11 自動点滅器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
バンド・受台共取替		個	0.07	0.04	3m以上
		個	0.06	0.03	3m未満
ニップル式・受台共取替		個	0.07	0.04	3m以上
		個	0.06	0.03	3m未満
上部のみ取替	受光部	個	0.06	0.03	3m以上
	受光部	個	0.04	0.02	3m未満

- (注) 1. プラグイン式の本体のみの取替は、本歩掛を適用しない。  
2. リフト車の積算については、表-12のとおり計上する。

表-12 自動点滅器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
バンド・受台共取替		h/個	0.11	9mH級
ニップル式・受台共取替		h/個	0.11	9mH級
上部のみ取替	受光部	h/個	0.06	9mH級

- (注) 高所作業時に適用する。

3-7 照明灯等付属品取付（通常補修）

表-13 照明灯等付属品取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
ポール内端子ボックス取付		個	0.15	-	
カットアウトスイッチ取付		個	0.15	-	
カットアウトスイッチ箱取付		個	0.15	-	
タイムスイッチ取付		個	0.04	-	ワーラータイム含む
開口部蓋取付		個	-	0.01	
	柱上灯・共架灯用	組	-	0.01	バンド共
	美化柱用	組	-	0.01	バンド共
管理銘板取付	貼付用	枚	-	0.01	
ステンレスバンド取付		本	-	0.01	
自在バンド取付		本	-	0.01	
灯柱銘板取付		枚	-	0.01	

- (注) 1. リフト車の積算については、表-14のとおり計上する。  
2. 管理銘板、灯柱銘板、バンドについては、銘板取付及び取替のみの場合に歩掛を計上する。

表-14 照明灯等付属品取付によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
カットアウトスイッチ取付	10mH未満	h/個	0.06	9mH級
	12mH以下	h/個	0.10	13mH級
カットアウトスイッチ箱取付	10mH未満	h/個	0.06	9mH級
	12mH以下	h/個	0.10	13mH級
管理銘板取付	貼付用	h/枚	0.06	9mH級
灯柱銘板取付		h/枚	0.06	9mH級

- (注) 高所作業時に適用する。

3-8 開閉器取付 (通常補修)

表-15 開閉器取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
ナイフスイッチ取付	1P 30A	個	0.184	
	1P 60(50)A	個	0.264	
	2P 30A	個	0.231	
	2P 60(50)A	個	0.333	
	2P 100A	個	0.460	
	2P 200(225)A	個	0.648	
	2P 300(400)A	個	0.784	
	3P 30A	個	0.338	
	3P 60(50)A	個	0.489	
	3P 100A	個	0.620	
	3P 200(225)A	個	0.910	
	3P 300(400)A	個	1.106	
配線用遮断器 漏電用遮断器取付	1P 30A	個	0.148	
	1P 60(50)A	個	0.211	
	2P 30A	個	0.185	
	2P 60(50)A	個	0.266	
	2P 100A	個	0.368	
	2P 200(225)A	個	0.519	
	2P 300(400)A	個	0.626	
	3P 30A	個	0.271	
	3P 60(50)A	個	0.391	
	3P 100A	個	0.496	
	3P 200(225)A	個	0.728	
	3P 300(400)A	個	0.882	

- (注) 1. 配分電盤の取付は別途とする。  
 2. ( )内の数値は、遮断器のフレーム容量とする。  
 3. 電磁開閉器は、ナイフスイッチに準ずる。  
 4. 4P開閉器は、3P開閉器歩掛の1.3倍とする。

3-9 点検および調査 (通常補修)

表-16 点検・調査による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
点検・調査 (軽微な作業含む)	高所	回	0.07	0.04	3mH以上
	低所	回	0.07	0.04	3mH未満

- (注) 1. 調査のみの場合は歩掛を計上しない。  
 2. リフト車等の積算については、表-17のとおり計上する。

表-17 点検・調査による車両運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車 運転費	ライトバン	摘要
点検・調査	高所	h/回	0.35	-	3mH以上
	低所	h/回	-	0.35	3mH未満

- (注) ライトバンは1500ccとする。なお、リフト車は13m級とする。

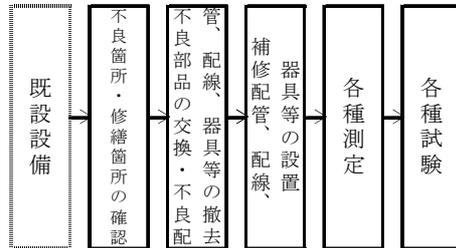
### 3-2 緊急補修工

#### 1 適用範囲

本資料は、緊急時における道路付属設備の維持補修、修繕を行うための道路付属設備補修工に適用する。  
また、緊急時における橋梁・河川付属設備の維持補修、修繕を行う際にも適用する。なお、本歩掛は補修工事のみに適用する。

#### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

#### 3 標準歩掛（緊急補修）

複数工種を同時施工する場合のリフト車の積算については、作業種別を比較しリフト車運転費の多い歩掛を適用する。また、道路照明灯等の補修に伴い軽微な点検作業を行う場合は普通作業員へ0.02を加算する。

##### 3-1 管球取替（緊急補修）

表-1 管球取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ メタルハイドランプ 取替	300W以下	個	0.09	0.04	
	700W以下	個	0.11	0.06	
蛍光ランプ 取替	60W以下	個	0.09	0.04	
	110W以下	個	0.13	0.06	
低圧ナトリウムランプ 取替	55W以下	個	0.09	0.04	
	135W以下	個	0.10	0.05	
	180W以下	個	0.11	0.06	
高圧ナトリウムランプ 取替		個	0.09	0.04	
LEDランプ取替		個	0.09	0.04	
ナトリウム灯ソケット 口金調整		個	-	0.02	結線は含まず
プリンカーライト 取替		個	0.09	0.04	

(注) 1. リフト車の積算については、表-2のとおり計上する。  
2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員のみを計上する。

表-2 管球取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
管球取替	10mH未満	h/個	0.15	9mH級
	12mH以下	h/個	0.20	13mH級

(注) 1. 高所作業時に適用する。  
2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3-2 LEDユニット取替（緊急補修）

表-3 LEDユニット取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
LEDユニット取替		個	0.13	0.18	HIDランプからの取替
			0.13	0.06	LEDランプからの取替

- (注) 1. リフト車の積算については、表-4のとおり計上する。  
2. 既設LEDユニットを再使用する目的で取替する場合についても適用する。

表-4 LEDユニット取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
LEDユニット取替	10mH未満	h/個	0.25	9mH級
	12mH以下	h/個	0.30	13mH級

- (注) 高所作業時に適用する

3-3 安定器取替（緊急補修）

表-5 安定器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ メタルハライドランプ 安定器取替	300W×1以下	個	0.23	0.11	
	700W×1以下	個	0.25	0.13	
	300W×2以下	個	0.34	0.16	
	700W×2以下	個	0.35	0.18	
蛍光灯ランプ 安定器取替	40W以下	個	0.13	0.06	高力率60W含
	110W以下	個	0.15	0.08	
ナトリウムランプ 安定器取替	55W以下	個	0.13	0.06	
	135W以下	個	0.14	0.07	
	180W以下	個	0.15	0.08	
	300W以下	個	0.23	0.11	
	700W以下	個	0.25	0.13	
LED電源装置取替		個	0.13	0.06	

- (注) 1. リフト車の積算については、表-6のとおり計上する。  
2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員のみを計上する。

表-6 安定器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
安定器取替	10mH未満	h/個	0.25	9mH級
	12mH以下	h/個	0.30	13mH級

- (注) 1. 高所作業時に適用する。  
2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3-4 灯具取替（緊急補修）

表-7 灯具取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
灯具取替	250W以下	台	0.20	0.10	
	400W以下	台	0.23	0.11	
	700W以下	台	0.25	0.13	
蛍光灯器具取替		台	0.18	0.09	

- (注) 1. リフト車の積算については、表-8のとおり計上する。

表－８ 灯具取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
灯具取替 蛍光灯器具取替	10mH 未満	h/台	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h/台	0.30	13mH 級

(注) 高所作業時に適用する。

3-5 灯具付属品取替 (緊急補修)

表－９ 灯具付属品取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
レンズグローブ 取替	6mH 以下	個	0.23	0.11	
	6mH<H≤10mH	個	0.25	0.13	
	12mH 以下	個	0.28	0.14	
レンズグローブ 取替		個	0.25	0.13	
パッキン取替		個	0.13	0.06	
蛍光灯カバー取替		個	0.18	0.09	
蛍光灯ソケット取替		個	0.18	0.09	
蛍光灯灯具部品取替		個	0.18	0.09	
照明灯 前面カバー取替		個	0.15	0.08	
照明灯 ソケット取替		個	0.15	0.08	
照明灯 灯具部品取替		個	0.15	0.08	
カッターバー取替		個	0.18	0.09	

(注) 1. 灯具取り外しを必要とする工種については本歩掛に含まれている。  
 2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員のみを計上する事。  
 3. リフト車の積算については、表－１０のとおり計上する。

表－１０ 灯具付属品取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
レンズグローブ取替	10mH 未満	h/個	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h/個	0.30	13mH 級
レンズグローブ 取替	10mH 未満	h/個	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h/個	0.30	13mH 級
パッキン取替	10mH 未満	h/個	0.20	9mH 級
	12mH 以下	h/個	0.25	13mH 級
ソケット取替	10mH 未満	h/個	0.20	9mH 級
	12mH 以下	h/個	0.25	13mH 級
カッターバー取替	10mH 未満	h/個	0.15	9mH 級
	12mH 以下	h/個	0.20	13mH 級
カバー取替	10mH 未満	h/個	0.20	9mH 級
	12mH 以下	h/個	0.25	13mH 級
灯具部品取替	10mH 未満	h/個	0.20	9mH 級
	12mH 以下	h/個	0.25	13mH 級

(注) 1. 高所作業時に適用する。  
 2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3-6 自動点滅器取替（緊急補修）

表-11 自動点滅器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
バンド・受台共取替		個	0.10	0.05	3m以上
		個	0.08	0.04	3m未満
ニップル式・受台共取替		個	0.10	0.05	3m以上
		個	0.08	0.04	3m未満
上部のみ取替	受光部	個	0.08	0.04	3m以上
	受光部	個	0.05	0.03	3m未満

(注) 1. プラグイン式の本体のみの取替は、本歩掛を適用しない。  
2. リフト車の積算については、表-12のとおり計上する。

表-12 自動点滅器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
バンド・受台共取替		h/個	0.15	9mH級
ニップル式・受台共取替		h/個	0.15	9mH級
上部のみ取替	受光部	h/個	0.09	9mH級

(注) 高所作業時に適用する

3-7 照明灯等付属品取付（緊急補修）

表-13 照明灯等付属品取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
ポール内端子ボックス取付		個	0.21	-	
カットアウトスイッチ取付		個	0.21	-	
カットアウトスイッチ箱取付		個	0.21	-	
タイムスイッチ取付		個	0.05	-	ソーラータイマ含む
開口部蓋取付		個	-	0.02	
管理銘板取付	柱上灯・共架灯用	組	-	0.02	バンド共
	美化柱用	組	-	0.02	バンド共
	貼付用	枚	-	0.02	
ステンレスバンド取付		本	-	0.02	
自在バンド取付		本	-	0.02	
灯柱銘板取付		枚	-	0.02	

(注) 1. リフト車の積算については、表-14のとおり計上する。  
2. 管理銘板、灯柱銘板、バンドについては、銘板取付および取替のみの場合に歩掛を計上する。

表-14 照明灯等付属品取付によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
カットアウトスイッチ取付	10mH未満	h/個	0.09	9mH級
	12mH以下	h/個	0.14	13mH級
カットアウトスイッチ箱	10mH未満	h/個	0.09	9mH級
	12mH以下	h/個	0.14	13mH級
管理銘板	貼付用	h/枚	0.09	9mH級
灯柱銘板		h/枚	0.09	9mH級

(注) 高所作業時に適用する。

3-8 開閉器取付（緊急補修）

表-15 開閉器取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
ナイフスイッチ 取付	1P 30A	個	0.263	
	1P 60(50)A	個	0.377	
	2P 30A	個	0.330	
	2P 60(50)A	個	0.475	
	2P 100A	個	0.657	
	2P 200(225)A	個	0.926	
	2P 300(400)A	個	1.120	
	3P 30A	個	0.483	
	3P 60(50)A	個	0.698	
	3P 100A	個	0.885	
	3P 200(225)A	個	1.300	
	3P 300(400)A	個	1.580	
配線用遮断器 漏電用遮断器 取付	1P 30A	個	0.211	
	1P 60(50)A	個	0.302	
	2P 30A	個	0.264	
	2P 60(50)A	個	0.380	
	2P 100A	個	0.526	
	2P 200(225)A	個	0.741	
	2P 300(400)A	個	0.894	
	3P 30A	個	0.387	
	3P 60(50)A	個	0.558	
	3P 100A	個	0.708	
	3P 200(225)A	個	1.040	
	3P 300(400)A	個	1.260	

- (注) 1. 配分電盤の取付は別途とする。  
 2. ( )内の数字は、遮断器のフレーム容量とする。  
 3. 電磁開閉器は、ナイフスイッチに準ずる。  
 4. 4P開閉器は、3P開閉器歩掛の1.3倍とする。

3-9 点検および調査（緊急補修）

表-16 点検・調査による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
点検・調査 (軽微な作業含む)	高所	回	0.10	0.05	3mH以上
	低所	回	0.10	0.05	3mH未満

- (注) 1. 調査のみの場合は歩掛を計上しない。  
 2. リフト車等の積算については、表-17のとおり計上する。

表-17 点検・調査による車両運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車 運転費	ライトバン	摘要
点検・調査	高所	h/回	0.50	-	3mH以上
	低所	h/回	-	0.50	3mH未満

- (注) ライトバンは1500ccとする。なお、リフト車は13m級とする。

## 4 公園照明設備工

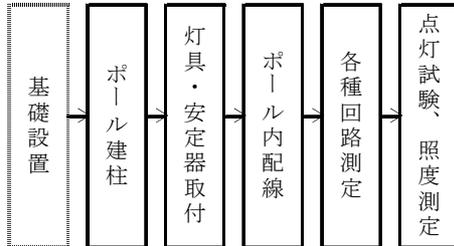
### 4-1 公園照明設備設置工

#### 1 適用範囲

本資料は、公園照明設備設置工に適用する。

#### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

#### 3 標準歩掛

本施工内容は次によるもののほか、本基準書「8-3-1-1 道路照明設備工」によるものとする。

##### 3-1 ナイター照明設置

表-1 ナイター照明設置による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			400W以下	1kW以下	
投光器		基	1.90	2.40	
虫害対策用器具		台	0.56		

(注) 1. 同一柱の場合は、1基増すごとに0.60人増しとする。

2. 本歩掛は、ランプ、安定器・ポール内配線・器具付属ケーブル・付属品の取付を含む。

3. 投光器は、据付台の取付を含む。

4. 光源がLEDの場合にも適用する。

## 5 公園付属設備補修工

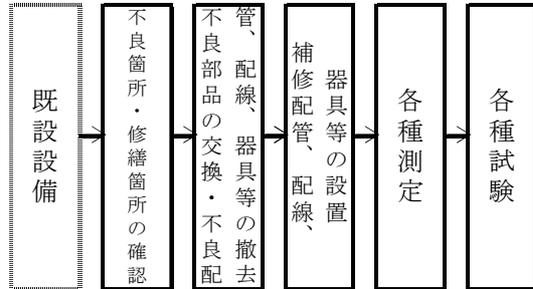
### 5-1 通常補修工

#### 1 適用範囲

本資料は、通常時における公園付属設備の維持補修、修繕を行うための公園付属設備補修工に適用する。

#### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

#### 3 標準歩掛（通常補修）

複数工種を同時施工する場合のリフト車の積算については、作業種別を比較しリフト車運転費の多い歩掛を適用する。

本施工内容は、本基準書「8-3-3-1 通常補修工」によるものとする。

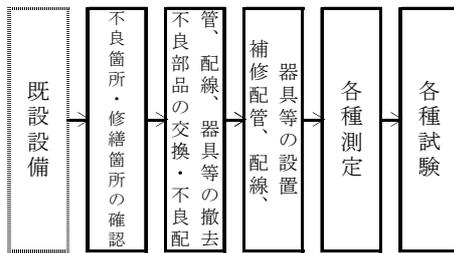
## 5-2 緊急補修工

### 1 適用範囲

本資料は、緊急時における公園付属設備の維持補修、修繕を行うための公園付属設備補修工に適用する。

### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛（緊急補修）

本施工内容は、本基準書「8-3-3-6 緊急補修工」によるものとする。

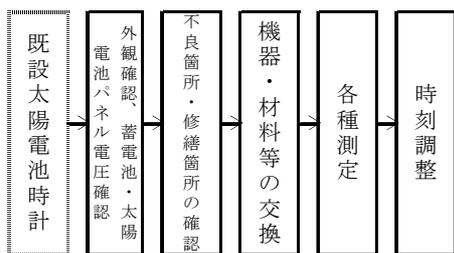
## 5-3 時計設備補修工

### 1 適用範囲

本資料は、公園内に設置している太陽電池時計の不良調査・修繕を行うための時計設備補修工に適用する。

### 2 施工概要

施工フロー



※本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛

#### 3-1 時計設備補修

表一1 時計設備補修による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
時刻調整及び調査	時刻調整、蓄電池・太陽電池 <sup>ハ</sup> の電圧測定、不具合原因調査	基	0.07	0.04	
駆動機取替		個	0.13	—	
蓄電池取替	(太陽電池時計駆動機用)	個	0.13	—	
子時計取替		個	0.19	—	
太陽電池 <sup>ハ</sup> ネル取替		個	0.19	—	
指針取替	長針・短針共	組	0.19	—	
針調整		面	0.19	—	

(注) 各取替作業には、取替後の時刻調整も含むものとする。